

# 令和 3年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 健康長寿課  
 担当名: 母子保健担当  
 内線: 3426

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B56	埼玉県不妊治療費助成事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	不妊治療助成費	
事業期間	平成16年度～	根拠法令	少子化社会対策基本法第13条			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	
					分野施策	010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット		
1 事業概要			5 事業説明						
<p>不妊治療のうち体外受精及び顕微授精については、治療費が高額であり、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくない。そこで、少子化対策の一環として、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>国の補正予算成立に伴い、指定都市・中核市に係る国負担分の補助金を増額する。</p> <p>(1) 不妊治療費助成 2,826,746千円                      (うち、増額分 300,548千円)</p> <p>(2) 事務費 5,872千円</p>			<p>(1) 事業内容                      少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療(体外受精、顕微授精及び精子採取術)に要する費用の一部を助成する。                      国の補正予算成立に伴い、指定都市・中核市に係る国負担分の補助金を増額する。</p> <p>ア 不妊治療費助成 2,826,746千円 (うち、増加分 300,548千円)                      ・ 県助成事業 1,799,100千円                      ・ 指定都市・中核市国負担分補助金 1,027,646千円 ( " 300,548千円)</p> <p>イ 事務費 5,872千円</p> <p>(2) 事業計画                      ア 不妊治療費助成 (県助成事業分) 特定不妊治療 7,551件                      うち、治療区分A B D E 5,167件                      うち、治療区分C F 2,331件                      うち、男性不妊治療 53件</p> <p>(3) 事業効果                      経済的支援の充実を図ることで、不妊に悩む夫婦が安心して妊娠・出産できる環境整備の推進が図られる。                      助成件数 平成28年度 5,641件                      平成29年度 5,578件                      平成30年度 4,919件                      令和元年度 4,090件                      令和2年度 4,421件</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) 県10/10(一部、県1/2・市1/2)</p> <p>(2) 県10/10</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>(区分) 衛生費 (細目) 母子保健費</p> <p>(細節) 母子保健費</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.9人=8,550千円									
			財 源 内 訳					一般財源	補正後の 予算額
予算額		国庫支出金	繰入金						
決定額	300,548		300,548					0	2,832,618
現計額	2,532,070	902,486	1,629,584					0	